

旧統一教会、「指定法人」に 財産流出抑止の特例法で

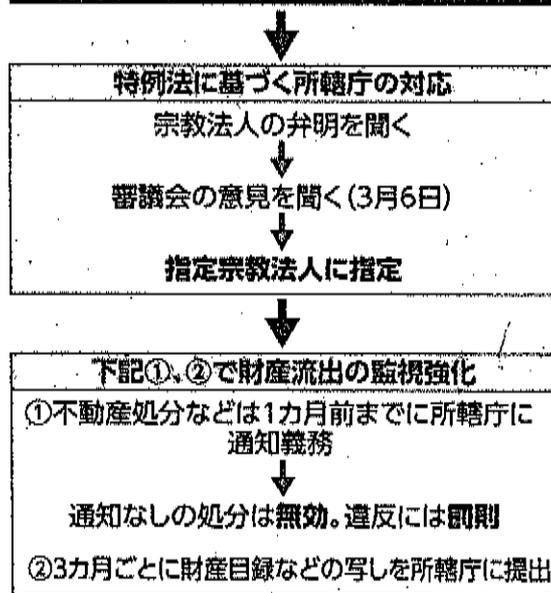
文科省決定

文部科学省は6日、解散命令請求された宗教法人の財産流出を抑止するために制定された特例法に基づき、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)を同法の「指定宗教法人」に指定することを決めた。高額献金の被害救済のための原資を確保する狙いがある。

この日の宗教法人審議会で、盛山正仁文部科学相は「これまで収集した資料を精査し、指定に足る十分な証拠を確認した」として、教団を「指定宗教法人」にする方針を説明。審議会は全会一致で了承する答申を出し、盛山文科相は指定を決めた。今後、速やかに教団側に通知する。

特例法は昨年12月に3年間の期限付きで成立した。指定宗教法人への指定により、旧統一教会は不動産を処分したり担保にしたりする際、1カ月前までに同省に通知することが義務づけられ、通知なしの処分は無効になる。通知を怠ったり虚偽の内容を通知したりすると10万円以下の過料が科される。また、財産目録

指定宗教法人になると…文化庁への取材などから
「法令違反」で解散命令請求



宗教法人審議会の冒頭、あいさつをする盛山正仁文部科学相(6日午前、東京・霞が関)

弁護士「踏み込んでほしかった」

教団側は今回の判断をどのように受け止めているのか。ある教団関係者は「特別」で来ると思っていた。「指定」で止まってくれたと漏らした。教団にとって「指定宗教法人」か「特別指定宗教法人」の違いは大きいという。「指定」であれば、

今回の文科省の判断をめぐっては、教団が裁判所に取り消し処分を求め、異議はあるが取り消し処分までは求めない。解散命令請求の裁判に集中する」と話している。

文科省が「財産散逸の恐れが具体的に認められない」として「特別指定」を見送った点については「教団財産の海外流出の恐れは、これまでの経緯から十分に証明できると思う。私たちは強力で包括的な財産保全策を求めてきたし、『指定宗教法人』というだけでは財産保全としては不十分と言わざるを得ない。今後の教団の動きに、今以上に目を光らせる必要がある」と語った。

などの写しの同省への提出はこれまでの1年ごとから3カ月ごとになる。特例法では、財産の散逸や隠匿の恐れがあれば、より監視を強められる「特別指定宗教法人」にも指定できる。指定宗

教法人に対する措置に加えて、被害者が法人の財産目録などの写しの閲覧を所轄庁に請求できる点が特徴だ。ただ、今回は「特別」への指定を見送った。その理由については同省は

「現時点で把握している状況では、財産の散逸の恐れが具体的に認められないため」と説明。今後、も状況把握を続け、要件にあてはまれば「特別指定」に向けた手続きを取る可能性があるという。

「たいした」とはないう(教団関係者)。「特別」になると、献金の被害を訴える人が財産目録を閲覧できる。教団内部の情報が外部に流れるという危機感があった。

全国霊感商法対策弁護士連絡会の川井康雄事務局長は取材に「政府が旧統一教会を『指定宗教法人』に指定することは、一歩前進と評価はできる。ただ私たちは、教団の財産が海外に持ち出され隠匿される恐れは十分にあると指摘してきた。